

埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会解散後の清算事業に係る 業務引継ぎ市（町）の選出（案）について

1 趣旨

令和6年9月30日の協議会解散後の清算事業に係る業務引継ぎ市（町）について、協議会の構成市町会議（7市2町）での協議で合意を得たので、協議会（作業部会）の承認を得たいので、提案するものである。

2 引継ぎ市（町）

加須市

3 業務引継ぎ関係

- (1) 関係者 「とねっと」事務局職員と加須市の主管課職員
- (2) 期 日 8月中旬（予定） ※ 要日程調整
- (3) 内 容 業務引継書の取り交わし など

4 清算事業に係る主な内容

(1) 支払

※ 支払方法は、埼玉りそな銀行のインターネットバンキングサービスにより支払
ただし、国庫金や社保関係への支払は、P a y - e a s y（ペイジー）限定

- 9月分 社会保険料
- 9月分 電話料
- 9月分 後納郵便料
- 9月分 インターネットバンキング手数料
- 9月分 臨時雇用賃金 など

(上記以外の支払)

- 複合機、カラープリンタ等の廃棄委託料
- 加須保健所内事務室の机・椅子・ロッカー等の廃棄委託料
- 清算事業期間の監査の報酬、費用弁償 など

(2) 清算事業期間（4/1～9/30 10/1以後の残業務）の決算

- 決算報告書（R6.4.1～R6.終了月）の作成
 - ※ 10/1以降の支払は、9/30付けでの未払金整理
- 監事との監査実施日の日程調整、監査場所の確保
- 監査資料の作成、監事への説明
- 現金残高証明書（R6.9/30現在）の受領（埼玉りそな銀行から） ※ 監査で使用
- 構成市町等への決算報告書の説明
 - ・行政担当課長会議の開催
 - ・協議会解散時の協議会（作業部会）委員への報告

(3) 財産処分

令和6年3月26日開催の協議会で承認されたとおりとする。

○現金

※「協議会の事務局費に係る費用負担に関する規程」に準じ、7市2町に返金

○協議会文書の保存（協議第2号の別紙3参照）

(4) 事業成果

○国立保健医療科学院での「とねっと」の効果・検証に係る関係者間との調整・進捗管理

※ 関係者

国立保健医療科学院・東埼玉総合病院・NEC・キーウェアソリューションズ・
県医療整備課・埼玉東部消防組合救急課 など

○「とねっと」の効果・検証に係る成果報告（構成市町、参加医療機関など）

(5) その他

○預金通帳の解約

○その他、協議会清算事業に必要な業務

5 その他

業務引継ぎに伴う具体的な文書手続き等については、協議会事務局と加須市の主管課で調整するものとする。